明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令（内閣府三一）　二
○信用協同組合及び信用協同組合連合会の信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令（同三二）
○信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令（同三三）　三

〔府令・省令〕
○株式会社商工組合中央金庫の商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（内閣府・財務・経済産業三）
○労働金庫及び労働金庫連合会の労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（内閣府・厚生労働三）
○農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（内閣府・農林水産三）
○水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合等の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（同四）
○農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（同五）　四

〔省　令〕
○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（総務四三）　五

〔告　示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府二九一一）
○金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（金融庁二一）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委三九）　五

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同四〇）
○雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（厚生労働二二八）
○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同二二九）
○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（同二三〇）
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産九九五～一〇〇四）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通六四八、六四九）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一七二）
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（北陸地方整備局五四）
○道路に関する件（九州地方整備局一三六）　八

〔人事異動〕
内閣　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
国営土地改良事業の工事完了関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　二九